## 平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1 7	府 省 庁 名 内閣府 PFI 推進室		
対象税目				
要望 項目名		公共施設等運営権制度(コンセッション制度)を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対 労制上の特例措置の創設	する	
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 公共施設等運営権制度(以下「コンセッション制度」という。)を活用して水道事業又は水道用水供給事業 下「コンセッション制度」という。)を実施する民間事業者	業(以	
		・特例措置の内容 水道事業等におけるコンセッション制度の活用促進を図るため、逓増する償却費を事業期間前期に準備 み立てる制度を創設するとともに、民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留 置を創設する。(平成30年度要望)		
関係	条文	· 準備金制度創設に向けた水道法の改正を検討中(P) ·		
減 見記	収 込額	[初年度] - ( - )	1	
要望	理由	(1)政策目的 〇 水道事業等は給水収益が減少していく中、高度経済成長期等に急速に整備された水道施設の老朽化が進行 おり、大規模な施設更新に備えた継続的な更新投資が必要である。	うして	
		〇 このような状況の中、安全な水を強靱な施設により供給する水道事業等の持続性を確保するため、広域側 民連携を通じた効率化の推進等による経営基盤の強化が急務である。官民連携に関しては、水道は政府にお コンセッション制度を活用した PFI 事業の重点分野とされ、水道事業等の運営に民間の経営原理が導入され とにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的な事業運営が期待されている。 ※公共施設等運営権制度(コンセッション制度): PFI の一類型で、水道に係る資産を自治体が所有し、自治体と見 業の契約により、民間企業が水道事業の運営権を獲得する制度。	さける	
		(2) 施策の必要性		
		<ul><li>コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合、契約期間が限定され、その契約の満了時までに負担する償却費(更新投資に係る費用)が事業期間後期に向けて逓増するため、事業期間後 赤字経営となるという構造的な課題がある。</li></ul>		
		<ul><li>このため、コンセッション制度を活用する民間事業者が資産を確実に維持するために必要な償却費を事業 前期から積み立てることができる制度(準備金制度)を水道法に設けることを検討しているところである。</li></ul>		
		O しかしながら、必要な償却費を準備金として積み立てても、税制上損金算入や課税の留保は認められてお事業期間内の費用負担の平準化を図ることが困難なため、コンセッション制度導入における阻害要因となっる。		
		※水道事業は、他のインフラと比較すると、設備投資が定期的に一定額かかる事業であり、コンセッションを活用することで、契約終了時期に近づくにしたがって、設備投資費用が増大する特徴があり、コンセッン制度導入の障壁となっている。		

ページ

17—1

					る民間事業者 ことを要望する		D積み立てに関し 30 年度要望)
本要望に	_						
対応する							
縮減案							
				ページ		17—2	

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
合理性	政策の標	○日本再興戦略 2016 —第 4 次産業革命に向けて— (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)(抄)  II 生産性革命を実現する規制・制度改革 2 - 3. 公的サービス・資産の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大等) (1) ドリの主な連捗状況  ((PPI) 「10 年間 (2013 年度~2022 年度)で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した FFI 事業については、7 兆円を目標とする。」 ⇒ 2013 年度~2014 年度の PPP/PFI の事業規模は、2.4 兆円 (2016 年 3 月時点の数値)  (2) 新たに講ずべき具体的施策 i) 成熟対応分野で講ずべき施策 ・ 水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。 ・ 水道事業において、地方公共団体があかして公共施設等運営権方式を活用できるよう、地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業、関与できる根拠を残す仕組み、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等について、水道法(昭和32 年法律第177号)に規定することを検討する。 ・ 水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。 ・ 水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。 ・ 水道事業については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を推進することにより、公共施設等運営権方式の導入を促進する。  ○経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)(抄) 第 2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化 ④ 都市の活力の向上等 上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様な PPP/PFI の活用を検討する。

ページ

17—3

			OPPP/PFI 推進アクションプラン(平成 28 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定) 4. 集中取組方針
	-	策の	(2) 重点分野と目標
	達	成目標	②水道
			平成 26 年度から平成 28 年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目
			標とする。
合理性	税負担軽減措		恒久措置(P)
		置等の適用又 は延長期間	
	•	10/2/2//	○日本再興戦略 2016 ―第 4 次産業革命に向けて― (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)(抄)
		同上の期間中 の達成目標	Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革
			(2)新たに講ずべき具体的施策 ii)成熟対応分野で講ずべき施策
			・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。
			・2014 年度まで 2.4 兆円(2016 年 3 月時点の数値)
	政策目標の		・地方公共団体が実施する官民連携の導入に向けた調査・計画作成等の事業に対して生活基盤施設
	達	成状況	等耐震化交付金により支援を実施(2015年:3団体)
			コンセッション制度を検討する素地が整っている事業者が2事業体(大阪市・奈良市)あり、また、
	要望の措置の		コンセッション制度を検討する系地が強うている事業有がと事業体(人談刊・宗良刊)めり、よた、   コンセッションに関する検討調査を実施している事業体が4事業体(広島県ほか)ある。
有	遃	囲見込み	
効	声はの世界の		コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合と同様の課題を背景とする
性	要望の措置の 効果見込み		新幹線鉄道大規模改修準備金制度等を踏まえ、事業期間後期に向けて逓増する償却費を事業期間前
	(手段としての		期において積み立てできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入することや課 税の先送りを認めることは、妥当な措置である。
	有効性)		がいたとうと思いてもことは、女当ら月巨くのでも。
	W=+=+0-==		なし
		i該要望項目 l外の税制上の	
	支	援措置	
			コンセッション制度を活用した事業を官民連携等基盤強化の方策の一つとして、事業実施に向
	_	· # 1	けて具体的な検討を行う段階の案件を対象として、交付金※による支援を平成29年度も継続実
		・算上の措置等 )要求内容	施。(平成 27 年度から開始)
		び金額	
<del>1</del> 12			※地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等事業(生活基盤施 設耐震化等交付金の内数)
相 当 性			・ 現在、水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	について、事業費の一部を交付する生活基盤施設耐震化等交付金により、事業開始前の地
			方公共団体の負担の軽減を図っている。 ・ また、本特例措置により、事業開始後について、民間事業者の費用負担の平準化が可能と
			なり、経営の安定化が図られるものと考えている。
			・ このように、両支援措置が相まって、開始前後の地方公共団体及び民間事業者の負担の軽
			減が図られることにより、水道事業等におけるコンセッション制度の活用が一層促進されることが見込まれる。
			コンセッション制度を活用して民間事業者が水道事業等を実施する場合と同様の課題を背景と
	要望の措置の 妥当性		する新幹線鉄道大規模改修準備金制度等を踏まえ、事業期間後期に向けて逓増する償却費を事
			業期間前期において積み立てできる環境を整備するとともに、税制上当該準備金を損金に算入
			することや課税の先送りを認めることは、妥当な措置である。
			ページ 17—4

税負担軽減措置等の 適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	_
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	-
これまでの要望経緯	平成25年度税制改正において、内閣府PFI推進室・国土交通省が共同で、PFIPFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設を要望(1次ヒアリングで要望取り下げ)。
	ページ 17—5